

## 甲佐町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、甲佐町が行う介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「甲佐町総合事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

### (事業の目的)

第3条 甲佐町総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 住民、事業者、NPO等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う。
- (2) 高齢者が地域で社会参加できる機会を増やしていくことで、高齢者の生きがいをづくりや介護予防を推進する。

### (事業構成及び内容)

第4条 甲佐町総合事業の構成は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業内容は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)
  - ア 訪問型サービス(第1号訪問事業)
  - イ 通所型サービス(第1号通所事業)
  - ウ その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)
  - エ 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)
- (2) 一般介護予防事業
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

### (対象者)

第5条 前条第1号の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「居宅要支援被

保険者」という。)

(2) 町内に住所を有する65歳以上の者であつて、省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示197号。以下「告示」という。)様式第1の質問項目(以下「基本チェックリスト」という。)に対する回答の結果に基づき、告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する者(以下「事業対象者」という。)

2 前条第2号の対象者は、法第9条第1号に規定する介護保険の第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる者とする。

(事業対象者の有効期間)

第5条の2 事業対象者の有効期間は、次の各号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

(1) 事業対象者として効力の生じた日(基本チェックリストを実施した日にさかのぼって、事業対象者としての効力を生じた日。)から当該日が属する月の末日までの期間

(2) 1年間

2 事業対象者として効力を生じた日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項第2号の期間を事業対象者の有効期間とする。

3 事業対象者が更新をする場合は、再度、基本チェックリストを実施するものとする。更新時に事業対象者に該当し、町が事業対象者の状態が安定していると認める場合は、第1項第2号中「1年間」とあるのは「2年間」と読み替えるものとする。

(事業の実施方法)

第6条 甲佐町総合事業は、町が直接実施する方法のほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)による実施

(2) 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者(以下「委託事業者」という。)による実施

(3) 省令第140条の62の3第1項第2号の規定による補助を受ける者による実施

(指定事業者により実施する第1号事業に要する費用の額)

第7条 指定事業者による第1号事業に要する費用の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAに要する費用の額は、10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に掲げる甲佐町の地域区分に基づく訪問介護の割合を乗じて得た額に、別表第2又は別表第3に規定する単位数を乗じて算定するものとする。

(2) 通所介護相当サービスに要する費用の額は、10円に単価告示に掲げる甲佐町の地域区分に基づく通所介護の割合を乗じて得た額に、別表第4に規定する単位数を乗じて算定するものとする。

(指定事業者により実施するときの第1号事業支給費の額)

第8条 指定事業者による第1号事業に要する費用について支給する第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業について、当該各号に定める額とする。

(1) 指定事業者による第1号訪問事業及び第1号通所事業は、前条の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

(2) 居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）の所得の額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「法施行令」という。）第29条の2第1項の規定により算定した額をいう。以下同じ。）が、同条第2項に規定する額以上である場合（同条第3項に規定する場合を除く。以下同じ。）の第1号訪問事業及び第1号通所事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額の100分の80に相当する額とする。

(支給限度額)

第9条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援状態区分に応じて、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）の支給限度額は、要支援1の区分について法第55条第1項の規定により算定した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、その必要と認められた額を支給限度額とすることができる。この場合において、当該支給限度額は、要支援2の区分について法第55条第1項の規定により算定した額を超えてはならない。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 町長は、居宅要支援被保険者等が利用した指定事業者による第1号事業について、通知別記1第2の1の(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、法施行令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

3 前2項の規定に関わらず、給付額の減額を受けている被保険者は、給付額の減額の期間について高額介護予防サービス費等相当事業における支給を行わない。

(介護予防ケアマネジメントに要する費用の額)

第11条 介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、別表第5に定める額とする。

(給付管理)

第12条 町長は、総合事業を利用する居宅要支援被保険者等について、通知別記1第2の1ア(ク)の規定により、給付管理を行うものとする。

(給付の一時差止)

第13条 町長は、甲佐町総合事業による給付を受けている居宅要支援被保険者等が、保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、特別の事情があると認める場合を除き、第1号事業支給費の全部又は一部の給付を一時差止めるものとする。

(給付制限)

第14条 町長は、居宅要支援被保険者等について、保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の給付を制限することができる。

2 町長は、甲佐町総合事業による給付を受ける居宅要支援被保険者等が法第69条に規定する給付額減額等の記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した第1号事業に係る第1号事業支給費の額について、第7条の規定により算定した費用の額の100分の70に相当する額を支給する。

(利用者負担金)

第15条 利用者は、甲佐町総合事業を利用した場合は、別表第1に定める利用者負担金を支払わなければならない。

2 甲佐町総合事業の実施に際し、食事代その他の実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りではない。

3 利用者負担金は、指定事業者又は委託事業者に直接納付するものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(委託事業者)

第16条 委託事業者は、甲佐町総合事業の実施にかかる経費を他の事業に係る経費と明確に区別し、会計処理を行わなければならない。

2 委託事業者は、委託を受け、提供するサービスについて、事業月ごとに町長に報告しなければならない。

3 委託事業者は、サービス利用状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 委託事業者及び事業に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、事業を行うに当たり知り得た

秘密を他に漏らしてはならない。委託事業者又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

5 従事者は、その資質を高めるために町が必要と認めた研修等に参加しなければならない。

(関連機関との連携)

第17条 町長は、関係する機関との連携を図り、甲佐町総合事業による効果が期待される対象者の早期発見に努めるほか、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(第1号事業支給費の額の特例)

第18条 町長は、訪問介護相当サービス事業又は通所介護相当サービスの利用者が、災害その他特別な事情があることにより第15条に規定する利用者負担金を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、前項の規定による第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第18条の規定は、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。